

平成 2 6 年 度

津山市健全化判断比率
及び資金不足比率
審 査 意 見 書

津 山 市 監 査 委 員

津 監 第 1 1 2 号

平成 2 7 年 9 月 4 日

津山市長 宮 地 昭 範 様

津山市監査委員 久 常 勝 實

津山市監査委員 竹 内 邦 彦

平成 2 6 年度津山市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された平成 2 6 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成26年度津山市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成26年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成27年8月3日から平成27年8月17日まで

第3 審査の方法

津山市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかどうかを、歳入歳出決算関係書類、算定根拠資料等との照合及び関係職員の説明を求めるなどにより審査した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計・団体の区分は次のとおりである。

区 分	会 計 名 称	健全化判断比率等			
普通会計	一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
	磯野計記念奨学金特別会計				
	公共用地取得事業特別会計				
	奨学金特別会計				
	土地開発公社清算事業特別会計				
公営事業会計	国民健康保険特別会計	↑ 資金不足比率 ↓ (会計ごと算定)	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
	介護保険特別会計				
	後期高齢者医療特別会計				
	簡易水道事業特別会計				
	食肉処理センター特別会計				
	下水道事業特別会計				
	農業集落排水事業特別会計				
	土地取得造成事業特別会計				
	水道事業会計				
	地方公営企業法適用				
一部事務組合・広域連合	津山圏域消防組合	↑ 資金不足比率 ↓ (会計ごと算定)	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
	勝田郡老人福祉施設組合				
	津山圏域衛生処理組合				
	津山圏域東部衛生施設組合				
	津山圏域資源循環施設組合				
	岡山県広域水道企業団				
公社・第三セクター等	岡山県信用保証協会	↑ 資金不足比率 ↓ (会計ごと算定)	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓

(注) 一部事務組合・広域連合、公社・第三セクター等は、比率の算定に影響のある団体に限定して表示している。

2 健全化判断比率の状況

平成26年度決算における健全化判断比率は次表のとおりであり、各比率はいずれの指標も早期健全化基準を下回っている。また、前年度と比較すると、実質公債費比率は0.8ポイント減少し、将来負担比率は3.2ポイント増加している。

区 分	平成26年度	平成25年度	早期健全化 基 準
実 質 赤 字 比 率			11.92 %
連 結 実 質 赤 字 比 率			16.92 %
実 質 公 債 費 比 率	13.2 %	14.0 %	25.00 %
将 来 負 担 比 率	145.1 %	141.9 %	350.00 %

(注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字がないため「 」と表示している。

2 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上に該当すれば、「財政健全化計画」の策定が義務づけられるものである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、普通会計に区分される会計を対象とした、実質収支の赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の実質赤字比率は次のとおり算定されている。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支額	
	平成 26 年度	平成 25 年度
一 般 会 計	1,378,729	1,443,250
磯野計記念奨学金特別会計	0	0
公共用地取得事業特別会計	0	0
奨 学 金 特 別 会 計	0	0
土地開発公社清算事業特別会計	0	0
合 計	1,378,729	1,443,250
標準財政規模	27,751,097	27,954,237
実質赤字比率(%)		

(注) 1 実質赤字比率については、実質収支が黒字であるため「 」と表示している。

2 標準財政規模とは、標準税率により算出された地方税に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額で、標準的な行政活動のために必要な地方公共団体の財政規模を示す数値である。

平成 25 年度、平成 26 年度とも実質収支は黒字となっており、黒字額の標準財政規模に対する比率は、平成 25 年度が 5.16 %、平成 26 年度が 4.97 %である。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質収支の赤字額（公営企業会計においては資金不足額）の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質赤字比率は次のとおり算定されている。

(単位：千円)

区 分		平成26年度	平成25年度
一 般 会 計	一般会計	1,378,729	1,443,250
	磯野計記念奨学金特別会計	0	0
	公共用地取得事業特別会計	0	0
	奨学金特別会計	0	0
	土地開発公社清算事業特別会計	0	0
一般会計等の実質収支額	A	1,378,729	1,443,250
国民健康保険特別会計	国民健康保険特別会計	137,896	198,357
	介護保険特別会計	156,804	75,253
	後期高齢者医療特別会計	508	562
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業にかかる特別会計以外の会計の実質収支額	B	295,208	274,172
地方公営企業法非適用	簡易水道事業特別会計	0	0
	食肉処理センター特別会計	0	0
	下水道事業特別会計	174	208
	農業集落排水事業特別会計	58	113
	土地取得造成事業特別会計	0	37,068
	法適用	水道事業会計	4,323,799
工業用水道事業会計	42,806	40,347	
公営企業会計の資金不足額・剰余額	C	4,366,837	5,272,624
合 計 A + B + C		6,040,774	6,990,046
標準財政規模		27,751,097	27,954,237
連結実質赤字比率(%)			

(注) 1 連結実質赤字比率については、実質収支が黒字であるため「 」と表示している。

2 公営企業会計の資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

平成25年度、平成26年度とも実質赤字額（公営企業会計においては資金不足額）はなく、黒字額（資金剰余額）の標準財政規模に対する比率は、平成25年度が25.00%、平成26年度が21.77%である。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合を示す指標として算出されるもので、一般会計等が負担する借入金の元利償還金とそれに類似する経費（準元利償還金）の合計額の標準財政規模に対する比率である。実質公債費比率の値は、直近3カ年の単年度比率を計算し、それを平均した値となる。

平成26年度の実質公債費比率は次のとおり算定されている。

(単位：千円)

区 分		平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	
元利償還金・準元利償還金	A	地方債の元利償還金 (繰上償還額を除く)	5,886,235	5,841,135	5,766,774
	B	満期一括償還地方債の 1年当たりの元金償還 金相当額	26,667	26,667	26,667
	C	一般会計等からの繰出 金のうち、公営企業債の 償還に充当した額	1,941,518	2,197,278	1,992,960
	D	一部事務組合への負担 金等のうち、組合債の償 還に充当した額	299,288	352,664	347,079
	E	公債費に準ずる債務負 担行為に基づく支出額	286,688	302,409	320,860
	F	一時借入金の利子	0	0	0
財源等	G	特定財源(地方債償還額 に充当した都市計画税 等)	723,053	723,278	769,440
	H	元利償還金・準元利償還 金に係る基準財政需要 額算入額	4,915,045	4,742,089	4,632,008
I	標準財政規模	27,751,097	27,954,237	27,356,626	
単年度比率		12.27 %	14.02 %	13.43 %	
実質公債費比率		13.2 %			

$$\left(\text{単年度比率} = \frac{(A \sim F \text{ 合計}) - (G+H)}{I - H} \times 100 \right)$$

当年度の実質公債費比率は、前年度の比率 14.0 % に比べ 0.8 ポイント減少している。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率である。対象となる経費には、普通会計の公債費や債務負担行為に基づく将来負担額、退職手当支給見込額のほか、公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等に対する支払見込額も含まれている。

当年度の将来負担比率は次のとおり算定されている。

(単位:千円)

区 分		平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	
将来 負担 額	A	地方債現在高	73,344,786	69,510,431	54,997,654
	B	債務負担行為に基づく支出 予定額	2,143,554	2,356,533	2,616,796
	C	公営企業債等の償還に充て る一般会計等の繰出し見込 額	30,920,020	32,382,275	32,505,667
	D	一部事務組合の組合債の償 還に充てる負担金等見込額	5,310,685	3,074,169	2,286,728
	E	退職手当支給予定額に係る 負担見込額	6,665,948	7,450,308	7,897,654
	F	設立法人の負債額等に係る 負担見込額(上段:土地開発 公社、下段:その他)	0 9,765	0 11,581	6,476,313 24,635
	G	連結実質赤字額	0	0	0
	H	一部事務組合の連結実質赤 字額相当額に係る負担見込 額	0	0	0
財 源 等	I	地方債の償還額等に充当可 能な基金	8,716,859	7,990,146	5,706,400
	J	地方債の償還額等に充当可 能な特定の歳入見込額	10,898,394	10,251,184	10,243,703
	K	元利償還金に係る基準財政 需要額算入見込額	65,638,295	63,589,957	60,413,480
L	標準財政規模	27,751,097	27,954,237	27,356,626	
M	標準財政規模に算入されて いる公債費等の額	4,915,045	4,742,089	4,632,008	
将来負担比率(%)		145.1 %	141.9 %	133.9 %	

$$\left(\text{将来負担比率} = \frac{(A \sim H \text{ 合計}) - (I \sim K \text{ 合計})}{L - M} \times 100 \right)$$

当年度の将来負担比率は、前年度に比べ 3.2 ポイント増加している。

3 資金不足比率の状況

平成26年度決算における各公営企業会計の資金不足比率は次表のとおりであり、前年度同様、いずれの会計も資金不足は生じていない。

区 分	平成26年度	平成25年度	経営健全化 基 準
水道事業会計			20.0 %
工業用水道事業会計			
簡易水道事業特別会計			
食肉処理センター特別会計			
下水道事業特別会計			
農業集落排水事業特別会計			
土地取得造成事業特別会計			

(注) 1 資金不足がないため「 」と表示している。

2 資金不足比率が経営健全化基準以上に該当すれば、その企業について「経営健全化計画」の策定が義務づけられるものである。

(1) 公営企業会計法適用企業

平成26年度の法適用の各会計の資金不足額・剰余額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円)

区分	流動負債	控 除 企業債 及び引 当金等	算入 地方債	流動資産	貸 倒 引当金	解消可 能資金 不足額	資金不足額 ・ 剰 余 額
水道事業会計	1,170,242	558,625	0	4,917,753	17,663	0	4,323,799
工業用水道 事業会計	21,834	21,791	0	42,849	0	0	42,806

(注) 1 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度残高である。

2 資金不足額・剰余額は、{(+) - (- +)} - で算出する。

なお、資金不足額は負の値で表示される。

(2) 公営企業会計法非適用企業

平成26年度の法非適用の各会計の資金不足額・剰余額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	歳出額	歳入額	翌年度繰越財源	差引額	繰上充用額	支払遅延額・事業繰越額	算入地方債	解消可能資金不足額	資金不足額・剰余額
簡易水道事業特別会計	377,098	374,927	0	2,171	2,171	0	0	51,296	0
食肉処理センター特別会計	87,819	87,819	0	0	0	0	0	0	0
下水道事業特別会計	4,793,030	4,793,558	354	174	0	0	0	0	174
農業集落排水事業特別会計	208,724	208,782	0	58	0	0	0	0	58
土地取得造成事業特別会計	35,381	35,381	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の当該年度残高である。

2 資金剰余額は、 $- (+)$ で算出する。

3 資金不足額は、上記で算出した額がマイナスの場合、 $- (+ +)$ で算出する。
なお、資金不足額は負の値で表示される。

(3) 資金不足比率の算定

資金不足とは、公営企業会計ごとの資金不足額を事業の規模で除した比率であり、平成26年度のいずれの会計とも資金不足を生じていないため、資金不足比率は算定されない。

(単位：千円)

区 分	平成26年度		平成25年度	
	資金不足額・剰余額	事業の規模	資金不足額・剰余額	事業の規模
水道事業会計	4,323,799	2,436,955	5,194,888	2,475,769
工業用水道事業会計	42,806	6,027	40,347	5,769
簡易水道事業会計	0	84,632	0	86,768
食肉処理センター特別会計	0	20,072	0	21,442
下水道事業特別会計	174	1,023,551	208	1,015,702
農業集落排水事業特別会計	58	20,435	113	20,845
土地取得造成事業特別会計	0	35,381	37,068	37,068

(注) 資金不足額は負の値で表示される。

4 む す び

以上のとおり、当年度の健全化判断比率の状況を見ると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字を生じていない。実質公債費比率は 13.2 %で、前年度に比べ 0.8 ポイント改善している。これは主に、公営企業債の元利償還金に係る一般会計の繰出金が減少したほか、地方交付税で措置される有利な起債の活用により基準財政需要額の算入額が増加したためである。将来負担比率は 145.1 %で、前年度に比べ 8.0 ポイント上昇している。これは主に、小中学校施設耐震化事業に係る全国防災事業債などの発行により地方債の現在高が増加したほか、本市が構成団体の中心となっている津山圏域資源循環施設組合の津山圏域クリーンセンター建設事業が本格着手したことによる組合債発行額の増大に伴い、将来負担すべき実質的な負債額が増加したためである。

本市の健全化判断比率は、全て早期健全化基準を下回っているとは言え、実質公債費比率及び将来負担比率については岡山県内において低位置で推移している。今後、地方交付税が段階的に縮減される一方で社会保障関係費の増加などが見込まれる中、依然として厳しい財政運営が予測されるものの、他都市の健全化指標等も比較参照しながら、引き続き長期的視野に立ち、バランスのとれた健全な財政運営の確保に努められたい。

なお、公営企業会計の7会計にかかる資金不足比率については、いずれの会計も資金不足は生じてはいないが、今後とも一般会計からの繰入金を必要最小限に抑え、経費の見直しや業務の効率化による健全な企業経営に取り組むよう望むものである。